東京電力ホールディングス(株) 福島第二原子力発電所

平成29年度 パフォーマンス向上会議不適合報告情報(平成29年12月 8日(金)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成29年12月 8日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 Ⅱ: 該当なし

区分 皿: 該当なし

その他: 1 件

Ν	O. 号機等	不適合件名	グレード	備考
		換気空調系コントロール建屋中央制御室給気ダクトのタービン建屋北側壁貫通孔において、 ダクトと建屋壁の密封部に隙間が発生し、タービン建屋側へ外気の吸込みが認められたた め、当該箇所を点検・修理。	GⅢ	